

ゲル浸透クロマト分析	20,580円 〔同一試料につき連続して測定を行う場合に あつては、2回目以降の測定は、それぞれ 10,610円〕
------------	--

に改める。

別表第2の2の表中

引張り 曲げ圧 縮試験	インストロン型試験機によるもの	1 試料	1,880円
	プラスチック強度試験機によるもの		3,010円

を

引張り 曲げ圧 縮試験	インス	常温試験	1 試料	1,880円
	トロン	恒温槽又は伸び計を用 いる場合		3,010円
	型試験 機によ るもの			

に改める。

別表第2の4の表中「非接触三次元測定機によるもの」を「画像測定機によるもの」に、「1,310円」を「1,500円」に改め、

形状 測定	非接触三次元形 状測定器による もの	分布測定を要 しないもの	1,840円
		分布測定を要 するもの	2,550円
	その他の測定機 によるもの	分布測定を要 しないもの	1,090円
		分布測定を要 するもの	2,250円

を

形状測定	画像測定機によるもの	分布測定を要しないもの	1,500円
		分布測定を要するもの	2,930円
	非接触三次元形状測定器によるもの	分布測定を要しないもの	1,840円
		分布測定を要するもの	2,550円
	その他の測定機によるもの	分布測定を要しないもの	1,090円
		分布測定を要するもの	2,250円

に改める。

別表第2の6の表中「720円」を「1,340円」に改める。

別表第2の11の表中「780円」を「1,010円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)

